

パートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携について

1. 小牧市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について

開始日：令和5年2月1日

宣誓者：1組（令和7年1月27日現在）

2. 近隣自治体との連携について

①パートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定
（令和6年3月1日施行） 連携自治体：春日井市・豊山町

②愛知県ファミリーシップ宣誓制度（令和6年4月1日施行）

愛知県の制度と各市町村の制度は、同じパートナーであれば、どちらへも申請することができる。制度としては並立することになるが、どちらかの証明書を持っていれば県のサービスと各市町村のサービスの相互利用ができる。
（一部制限あり）

③愛知県内パートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定書（令和6年8月1日施行）

連携自治体：

名古屋市・豊橋市・岡崎市・一宮市・半田市・春日井市・豊川市・豊田市・安城市・西尾市・蒲郡市・犬山市・江南市・小牧市・新城市・東海市・大府市・知多市・知立市・尾張旭市・高浜市・豊明市・日進市・田原市・清須市・みよし市・長久手市・豊山町・大口町・扶桑町・東浦町・武豊町・幸田町
（33自治体）

※①春日井市・豊山町との協定については、今年度をもって解消とする。

④パートナーシップ自治体間連携ネットワーク（令和6年11月1日施行）

連携自治体：19府県 150市町村 計 169自治体